

日看協発第 66 号
令和 3 年 4 月 28 日

各都道府県看護協会長 様

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子



健康保険の被扶養者認定における新型コロナウイルスワクチンの接種業務に
従事したことによる一時的な収入増加の取扱いについて

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

健康保険の被扶養者の認定においては、「年収 130 万円」の基準がありますが、今般の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種業務のほか、医療機関や軽症者宿泊療養施設、保健所、コールセンター、PCR 検査センター等で従事したことによる、被扶養者の収入の一時的な増加が生じ、被扶養者の認定が取り消されてしまうのではないかと懸念の声があることから、本会宛に「健康保険の被扶養者認定における新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事したことによる一時的な収入増加の取扱いについて」(令和 3 年 4 月 26 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡)が送付(別紙 1)され、被扶養者の収入の確認における留意点について、周知の協力が求められました。

貴会におかれましては、内容をご了知いただくとともに、貴会会員へ適切な周知がされるよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

公益社団法人日本看護協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2

健康政策部保健師課 (担当：阿部、沼田)

TEL : 03-5778-8844 / FAX : 03-5778-8478

E-mail : hokenshi@nurse.or.jp

事務連絡
令和3年4月26日

公益社団法人 日本看護協会 御中

厚生労働省保険局保険課

健康保険の被扶養者認定における新型コロナウイルスワクチンの接種業務に
従事したことによる一時的な収入増加の取扱いについて

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省では新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事する被扶養者の方に一時的な収入の増加が生じることが考えられることから、「被扶養者の収入の確認における留意点について（再周知）」（令和3年2月12日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡。別添参照。）を医療保険者宛てに発出しています。（健康保険組合にも同様に別添内容を周知済み。）

この事務連絡の中では、「被扶養者の収入の確認における留意点について」（令和2年4月10日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）を再周知していますが、被扶養者の要件の確認に当たって、以下のような取扱いを示しています。

- ・ 例えば、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3ヶ月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断すること
- ・ 被扶養者認定を受けている方の過去1年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、結果的に130万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定を遡って取り消さないこと

貴会におかれましては、内容を御了知いただくとともに、貴会会員に対し適切な周知が行われるよう、御協力のほどお願いします。

事務連絡
令和3年2月12日

全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局保険課

被扶養者の収入の確認における留意点について（再周知）

健康保険の被保険者に扶養される者（以下「被扶養者」という。）の収入の確認については、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和52年4月6日付け保発第9号・庁保発第9号厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長通知）、「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について」に関する留意点について」（平成30年8月29日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）等により、御対応いただいているところです。

また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、一時的に収入が増加する被扶養者の方が発生しうるとの指摘があることを踏まえ、「被扶養者の収入の確認における留意点について」（令和2年4月10日付け事務連絡。以下「令和2年4月10日付け事務連絡」という。別添参照。）を発出し、被扶養者の収入の確認における留意点を示したところです。

新型コロナウイルス感染症については、今後、新型コロナウイルスワクチンの接種が進められることとなりますが、この際、接種業務に従事する被扶養者の方について、一時的な収入の増加が生じることが考えられます。

貴協会におかれては、引き続き、令和2年4月10日付け事務連絡で示した留意点について、十分に御留意の上、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年4月10日

全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局保険課

被扶養者の収入の確認における留意点について

健康保険の被保険者に扶養される者（以下「被扶養者」という。）の収入の確認については、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和52年4月6日付け保発第9号・庁保発第9号厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長通知）、「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について」に関する留意点について」（平成30年8月29日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）等により、御対応いただいているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、一時的に収入が増加する被扶養者の方が発生しうるとの指摘があることを踏まえ、被扶養者の収入の確認における留意点について、下記のとおり、改めて周知しますので、運用に当たって、十分に御留意の上、引き続き、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 被扶養者として認定した者については、認定後、少なくとも年1回は保険者において被扶養者に係る確認を行い、被扶養者の要件を引き続き満たしていることを確認することが望ましいこと。
- 2 確認に当たり、被扶養者の収入については、被扶養者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとする。この際には、勤務先から発行された給与明細書、市区町村から発行された課税証明書等の公的証明書等を用いること。
- 3 今後1年間の収入を見込む際には、例えば、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3ヶ月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断すること。
- 4 確認に当たり、被扶養者認定を受けている方の過去1年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、

結果的に 130 万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定を遡って取り消さないこと。